

令和5年度

事業計画書



社会福祉法人

鵜川慶寿会

## [経 営 理 念]

私たちは、人生の最終章を生きる人たちと共に、長寿であることを喜び、倫理感を持って利用者の想いを汲み、一人の「人」としての人格を尊重し、高品質且つ専門性を駆使したサービスを提供します。

## [基 本 方 針]

生活の継続性とその人の自立支援を最優先に、持てる力を引き出し「生きる」意欲を高め、「安心・安全」が担保されて、楽しく、明るく暮らせるように心を尽して介護します。

## [運 営 方 針]

信頼と相互理解をもとに「和」して協力、「報・連・相」を実践します。

## [事 業 方 針]

新型コロナウイルスの災禍の中で、感染症法上の分類や病名が変わっても、感染性が下がってくれるわけではありません。引き続き利用者及び職員の安全・安心を優先し事業を行います。

6月に改選を向かえる新たな役員のもと、評議員会、理事会の役割分担と連携関係をより強固なものにするとともに、法人の基盤強化を進め法人全体の資金的な安定を目指します。

また、将来を見据えた法人経営を確立するため、令和5年度から5年間の「中期経営計画」に沿って取り組みます。むかわ町の第8期介護保険計画・高齢者保健福祉計画の基本テーマである「誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる町づくり」の実現に向け、むかわ町と協議を重ね、特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑の移転方針や基本計画の策定を8期計画の中で進めていきます。

また、むかわ町から指定管理を受けている高齢者グループホームふきのとう、高齢者共同生活住宅ごみ荘については、建物等の老朽に伴い設備等の故障対応など迅速性が課題となっており、業者の選択等も含め担当部局と協議し、むかわ町の予算時期に要望できるよう準備していきます。

## 1 法人本部の運営

### (1) 適正な人事管理と労務管理

適正な人事管理を行うため、各事業所での支援内容の安定・向上を図るため、採用から若手・中堅の研修制度などを含め、長期的な視野に立った将来のリーダー的人材育成を目指します。

また、現場を支える中間層の育成、育児と仕事の両立と短時間勤務等の多様な働き方の推進により、偏りの少ない安定的な職員構成を目指します。

また、働きながら介護福祉士国家試験受験資格を得られる研修支援体制として、むかわ町の助成制度を活用し、介護職員実務者研修受講の推進を図るとともに、新卒者の積極的採用に努めます。

### (2) 法人改革の推進

職員を中心とした法人本部機能の構築を進め、法人改革を引き続き実施します。

### (3) 予算の執行管理

各事業所の事業予算の執行状況を適宜把握しながら法人全体の運営状況を管理する。また、適正な予算の執行管理を目指します。

## 2 リスクマネジメントと事業継続計画（BCP）の策定

施設・事業所での事故・ヒヤリハットの事例を個別的・統計的に分析し、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより予防能力を強化するとともに、事故防止に努めます。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない。または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順を示した事業継続計画（BCP）の義務化に伴い本年度中に策定します。

## [事業内容]

### 1 組織の連携強化

多様な局面を迎えている高齢者福祉、介護保険事業並びに公益的事業においては、法人役員、評議員、各委員会委員及び事務局ともに共通する諸問題に対応するため、相互の連携強化を図り、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

(1) 理事会の開催（概ね年6回）

(2) 評議員会の開催（定時、及び必要時）

(3) 監事監査の実施（5月、8月、11月、2月）

(4) 第三者委員会の開催（年1回及び必要時）

(5) 評議員選任・解任委員会の開催（定時及び必要時）

(6) 各種情報の提供（随時）

## 2 地域における公益的な取組について

(1) 特養における低所得者、生活困難者に対する利用者負担の軽減事業を継続していきます。

(2) 特養の行事である「盆踊り」は地域と協働し、住民が自由に参加できる交流事業であることから、継続していきます。

(3) むかわ町社会福祉協議会の「ふれあい広場」開催にあたり、職員の派遣を行います。

(4) 認知症サポーター養成講座等への講師派遣、地域の福祉活動への協力を行います。

(5) 職場体験学習への協力として、小学生の職場見学、中学生の職場体験、高校生のインターンシップをはじめ、ボランティア支援等に対し積極的に協力します。

(6) 地元鷓川高校「**むかわ学**」の**探求学習協力**と地域の福祉活動への協力を行うとともに、専門職による相談支援体制及び介護に関するPR活動に努めます。

## 3 研修の推進

北海道社会福祉協議会、社会福祉法人経営者協議会等の研修会に、役員・評議員の受講を促し、社会福祉法人制度と介護保険制度の理解を深めます。

また、理事会・評議員会を通し、各種情報提供を行います。

## 4 ハラスメント対策

ハラスメント行為防止の指針に基づき、**予防対策を職員全体研修で周知し**、相談窓口を設置し適切に対処します。

## [事業方針]

法人の将来展望も意識した取り組みを実践する。

- (1) 稼働定員数を維持できるよう、入所を積極的に進めていく。
- (2) 業務、物品を見直し、ペーパーレス化などコスト削減に努める。
- (3) 業務継続計画（BCP）を策定し、新型コロナウイルス感染症、自然災害へ対応できる体制を整備する。
- (4) ICT機器の導入を進め、利用者様の安全を確保するとともに、職員の業務負担軽減を図ります。

## [事業内容]

### 1 稼働率向上の経営

職員の採用、定着を図り、円滑に入所を進めることができるよう努めます。特に入院者の状況を的確に判断し、早目の入所を心がけていきます。また、申込者確保のため、在宅事業所や病院と連携をとっていきます。

### 2 ICTの推進

- (1) 補助金を活用したICT機器の導入を進めていきます。
- (2) LINE WORKS を活用し、職員への周知事項、資料のペーパーレス化を図っていきます。また、災害時等の緊急連絡網としても利用していきます。

### 3 各種会議の実施

施設運営標準化の推進、特定問題を解決するための意見や情報交換と、共通の理解、また、その共有化を図り実践に移して行くための各種会議を開催します。さらにサービス向上の為に積極的な活動を行ないます。

### 4 各委員会活動の実施

施設のサービス向上並びに施設で抱えている諸問題の調査研究、施設職員の知識、技術向上等を図るため、次の委員会を設置し活動を行ないます。

- (1) 人材育成委員会
- (2) 感染症対策委員会
- (3) 事故・拘束・虐待防止検討委員会
- (4) 排泄・褥瘡検討委員会

### 5 研修・学習事業の推進

社会福祉法人、老人福祉施設をめぐる諸問題の理解と、その対応を見出すとともに、施設職員とし

への向上、技術の研鑽、意識改革等を図ります。また、資格取得に向けた支援も行っていきます。

- (1) 新任職員研修
- (2) 職員内部研修計画
- (3) 外部研修計画
- (4) 資格取得支援

## 6 各職種の組織化への取り組み

職種別の組織を明確化し、体制強化を図ることにより、情報の共有化、課題の整理、解決をスムーズに行い、サービス向上につなげていきます。

## 7 健康・感染予防

利用者の日常の健康状態・疾病を把握し、医療機関と協力しながら体調管理、心身の安定に務めます。インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症を予防するため、消毒、面会、外部からの人の出入りなど予防対策を行っていきます。また、感染時に備え、個人防護具脱着等の訓練を実施していきます。

## 8 食事の取り組み

食事は、利用者の生活の中で大きな楽しみであると共に、心身の健康維持のために欠かすことのできないものです。個々の状態に応じた食事サービスを提供します。食中毒防止のために食品衛生には細心の注意を払い、衛生管理を徹底し、安全で衛生的な食事を提供できるよう努めます。

## 9 権利擁護・身体拘束防止と虐待防止の取り組み

高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の権利に対して定期的に研修会を行い、知識、理解を深め権利擁護と身体拘束防止、虐待防止に努めます。

## 10 災害への対応力強化

火災や震災等の災害から利用者様の安全を守るため年3回（内1回は自然災害を想定）防災訓練、避難訓練を実施します。業務継続計画（BCP）に沿った訓練も計画し、災害対策を講じていきます。

## 11 地域貢献に努めます

地域に向けた研修会、講座の開催、地元小学校・中学校・高校・各種団体・ボランティア等の受け入れ及び「福祉・介護」のPR活動の一環として出前講座等の企画・提案を行っていきます。

## 12 整備計画

今年度の目玉として見守りシステムを導入、介護ロボット補助事業を用いる予定としております。これにより利用者の離床による転倒を未然に防ぐことができ、利用者の安全性向上に努めることができ、介護負担軽減に繋がりたいと考えております。

(1) 什器備品

- ・ベッドの更新（10台、中古ベッドを購入予定）

(2) 固定資産の整備

- ・見守りセンサー（60台を予定）

高齢者生活交流センター「ひだまりの里」  
高齢者グループホーム ふきのとう  
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)

## [事業方針]

「住み慣れた地域」において「家庭的な雰囲気」で、安心と尊厳を保ちながら食事、入浴、排せつなどの日常生活のお世話、機能訓練を行い、心地好い環境づくりを目指します。

新型コロナ感染対策を行いながら、その人らしい生活が送れるように、日々の生活で楽しみがある行事を考えていきます。地域との関りを持ちながら余暇活動の幅が広がっていきけるよう努めます。

## [運営方針]

「ゆったり、ゆっくり、共に生きる」

住み慣れた地域で、一人ではなく、皆で支え合い「絆」で生活し、心地好い環境づくりを目指します。

## [事業内容]

### 1 サービスの向上

利用者の尊厳を守り、利用者一人ひとりの状態に適した介護計画のもとで、プライバシーを尊重し、生活リズムに合わせた介護サービスを提供できるよう努めていきます。

また、住み慣れた地域で、認知症があっても、一人の人として、安心して、共に支え合いながら生き生きと楽しく暮らせるよう支援いたします。

感染対策の徹底を図り感染防止（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス）・前年度の自己評価・外部評価の結果を踏まえ作成した目標達成計画達成を今年度の目標とします。

を今年度の重点目標とします。

- ① BCP作成とマニュアルに沿った、避難訓練の実施を行います。当ホームはオール電化であり、停電時の対策としての発電機を使用した訓練を行います。

施設内部会議等にてZ o o mを活用したオンライン会議が出来る様に整えていきます。

### 2 職員の育成と人財確保

認知症ケアに係る外部研修の受講を推進するとともに、介護のスキルアップ（介護技術向上）を目的に、施設内研修を行いながら職員の育成に努めます。

また、グループホームとはどんなところなのか、どんな仕事をしているかなど、求人情報とともに業務内容を知ってもらうための施設見学の実施等も含め情報発信を行います。

### 3 健康・衛生管理

- (1) 利用者一人ひとりの日常の健康状態・疾病を把握し、体調管理に努め、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- (2) 食事は利用者の生活の中で大きな楽しみであると共に、心身の健康維持のために欠かすことのできないものです。栄養面や利用者個々の身体状況に応じた食事形態、嗜好に合わせた対応をしていきます。また、特養の管理栄養士による栄養・食生活に関する助言や指導を受けられる体制を整えます。
- (3) 定期受診を通し、日常の健康管理に留意しながら、状態の変化に対応できるよう利用者個々の



主治医並びに協力医療機関との連携を図ります。

- (4) 利用者、職員、来訪者に対し、検温、手洗い・消毒・うがいの励行を周知し、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等様々な感染症の防止に努めます。
- (5) 施設内外の整理整頓・居室の清潔保持など住環境の整備や利用者の身だしなみへの心遣いに努めます。

#### 4 災害対応・事故対応・感染症対策

利用者の生命、身体および財産を保護するため、消防計画に基づき年2回以上の防火・防災訓練を企画・実施します。訓練は職員の配置の少ない夜間を想定したものとします。日程を運営推進会議と同日に設定することで、地域の方や知見を有する方の参加を可能にし、地域との交流を図ります。

万一事故が起きた場合は、法人の事故対応マニュアルに沿って的確に対処するとともに、迅速に法人及び保護者等への報告を行います。必要に応じ協力医療機関へ受診するなど適切に対応いたします。合わせて利用者家族、管理者、関係職員及びむかわ町に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、生活環境や介護方法の改善に努め、事故予防と事故防止体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染対策を徹底し感染防止対策物品等の整備、感染対策訓練を行います。

#### 5 地域との連携

運営方針に基づき、買い物や散歩など普段の活動はもとより、町内行事・イベント、自治会行事への参加、近隣事業所との交流活動等（高齢者共同生活ごみ荘、ひまわり保育園）を行い、地域に根ざしたホームを目指します。なお、「運営推進会議」では、自治会長、町の担当課職員も委員となっただき、概ね2か月に1回、運営状況について報告し、助言等をいただきます。一番身近な地域の方々の協力が不可欠であり、自治会との協力体制強化に努めます。

むかわ町並びに地域の団体等から認知症に対しての講演、研修講師等の依頼があった場合は、積極的に協力し、地域の方々に認知症の理解を深めていただけるように努力いたします。

#### 6 相談、苦情解決、虐待の防止

苦情受付担当者と苦情解決責任者を掲示し、苦情対応マニュアルに沿って、解決が困難な場合は、法人が設置する第三者委員会に申し立て速やかに解決を図るよう努めます。職員以外の第三者機関の連絡先を掲示し、職員以外でも受付していることを周知します。また、ご意見や苦情をいつでも申し出ることができる環境を整え、苦情があった際は、「苦情受付記録簿」を作成し、迅速な対応をします。

共同生活援助等の場面は、常に密室であることを十分に認識するとともに、「虐待防止のための研修」の内容について、実践できるよう職員の資質の向上を図ります。万一虐待に遭遇した場合には、法令に基づく通知義務を果たすべく、職員体制の確立を図ります。

#### 7 建物管理・環境管理

建物等の安全管理等は、安心した暮らしに不可欠であるため、防火設備等の管理は、火災報知器、消火器等の法定点検の実施及び目視による日常点検を励行します。建物の管理は、破損、故障等の報告制度の確立と迅速な修繕の実施を行います。また、ユニットの庭園や外部道路周辺的美観の適宜保持に努めます。

環境の管理は、ユニットおよび居室の安全、衛生、明暗、冷温等の快適な環境の維持と整備を図ります。

## [事業方針]

### 1 地域との交流

隣接するひまわり保育所、高齢者グループホームふきのとうなど、自治会、地域の皆様との交流を図ってまいります。

保育園や小学校、サークル団体等との交流の機会を設け、地域の方々が訪問しやすい明るい雰囲気作りを心がけます。

交流広場を各スポーツ団体に利用していただけるよう、環境整備を行い、受け入れを行ってまいります。

### 2 感染対策と災害対策

(1) 消毒を励行し、新型コロナウイルス等感染症予防に努めていきます。

(2) 消防署、防災設備会社のご協力をいただきながら、防災意識を高めていきます。非常災害時には、隣接するグループホームふきのとう並びに特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑と連携を図り、法人としての協力体制を確立していきます。

### 3 サービスの質の向上

役職員、入居者、入居者家族、町職員等からなる運営懇談会を開催し、皆様からの率直な意見をいただき、運営の透明化、サービス向上に努めます。また、広報誌、ホームページ等で積極的に情報開示を図ります。

### 4 住み替えの支援

介護が必要となり、こごみ荘での生活の維持が困難となった場合には、むかわ町、担当ケアマネ、各サービス事業者、ご本人、ご家族と十分に相談・協議しながら対応します。

また、隣接する「グループホームふきのとう」及び「特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑」への早目の入居・入所の申込も含め、円滑な住み替えができるよう配慮しながら対応いたします。